

## 支え合いの地域づくり推進委員会について

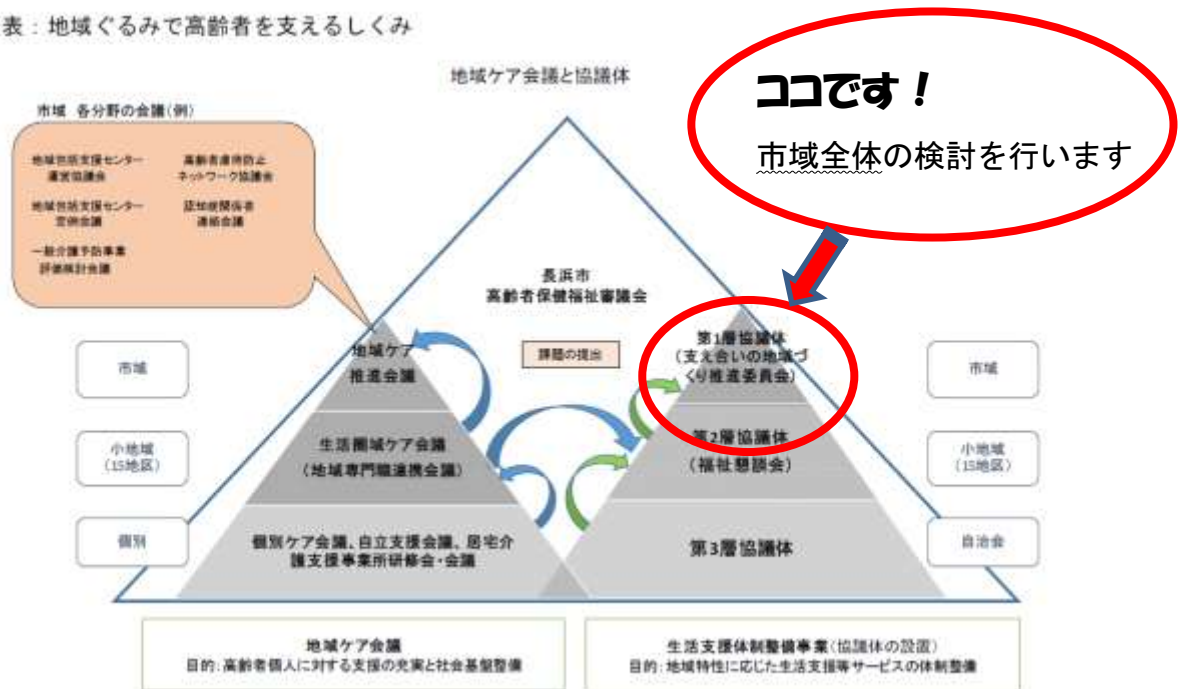
### 支え合いの地域づくり推進委員会とは

単身あるいは高齢者のみの世帯が増加し、日常の生活支援を必要とする高齢者が増加するなか、地域住民団体やボランティア、NPO等多様な主体による、地域における自立した生活を支援する取組を把握・整理し、また既存の地域資源では対応できていない生活支援ニーズを特定し、資源開発を行うことが重要とされています。

そのため、第3層協議体（自治会単位）、あるいは第2層協議体（市内15地区社会福祉協議会単位）の取組状況や成果、課題等をすいあげ、共有し市全域全体への横展開を図る、あるいは課題解決に向けて連携強化を図ることを目的とします。

また、これらの取組を介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業と関連付けた効果的な地域の支え合い体制づくりを検討していく場でもあります。

■図表：地域ぐるみで高齢者を支えるしくみ



### 支え合いの地域づくり推進委員会が所掌する事務

(支え合いの地域づくり推進委員会)

第7条の2 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会(以下「支え合い委員会」という。)の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第115条の45第2項第5号に規定する事業(以下「生活支援体制整備事業」という。)に関して、市域全体の法第115条の45に規定する事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)の推進方策について検討を行うこと。
- (2) 生活支援体制整備事業に関わる多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、情報共有及び連携強化を行うこと。
- (3) その他介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備に関し必要な事項

※長浜市高齢者保健福祉審議会規則より抜粋

## ◎令和8年度開催状況

- ・第1回支え合いの地域づくり推進委員会

日時 令和8年7月23日(木) 午前10時00分から

場所 長浜市役所5-B会議室

内容

長浜市における介護予防・日常生活支援総合事業について

- (1) 住民主体型通所サービス(通所B)補助金についての説明
- (2) 補助金申請団体からのプレゼンテーション
- (3) 申請団体への質疑応答
- (4) 委員からの意見聴取

住民主体型通所サービス(通所B)補助金について

＜事業目的＞

高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、要支援者等を含む市内の高齢者に対して、住民が主体となり介護予防につながる「通いの場」の提供を行う団体を支援します。

＜事業内容＞

長浜市内で活動する団体に対し、週1回2時間以上、長浜市に住むおおむね65歳以上の高齢者10人以上(うち要支援者・事業対象者等5人以上)が参加する通いの場を開催するにあたり、1回5,000円を運営費補助金として交付します。

(意見の聴取等)

第9条 市長は、前条の申請を受けた場合は、長浜市支え合いの地域づくり推進委員会の意見を聴き、補助金の交付の可否を決定するものとする。

※長浜市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型通所サービス事業補助金交付要綱より抜粋

《委員からのご意見》

- ・ 合同会社による運営に当初懸念を感じたものの、利用者の思いや必要性を反映した運営として頼りがいがあると評価する意見。
- ・ 安定した事務局体制があり、これまで実践的に活動してきた実績を「立派なことだ」と評価する意見。
- ・ 大規模団体だけでなく、小規模な地域サロンへの支援拡充を求める意見。
- ・ 住民主体像の曖昧さや事業継続性、専門性との連携を課題としつつ、新しい支え合いの形として意義を認め実施を後押しする意見。
- ・ 若いボランティアの参加は将来の地域の基盤づくりにつながると評価し、他自治体の事例も紹介しながら前向きに支持する意見。

◎令和8年度12月ごろ 第2回支え合いの地域づくり推進委員会開催予定

- ・ 詳細は後日改めて周知予定